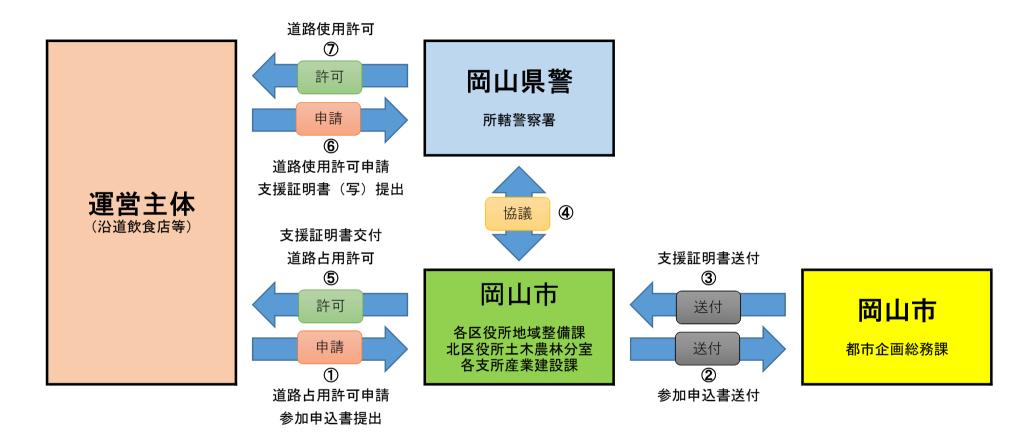
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた沿道飲食店等を支援するための路上利用に関する事務処理フロー (市道、県道、国道250号、国道429号、国道484号の場合)



- ① 運営主体が岡山市(道路管理者)に道路占用許可申請、参加申込書提出
- ② 岡山市(道路管理者)が岡山市(都市企画総務課)に参加申込書提出
- ③ 岡山市(都市企画総務課)が岡山市(道路管理者)に支援証明書送付
- ④ 岡山市(道路管理者)と所轄警察署が協議(協議書の持参及び担当者間協議)
- ⑤ 岡山市(道路管理者)が運営主体に道路占用許可、支援証明書交付
- ⑥ 運営主体が所轄警察署に道路使用許可申請、支援証明書(写)提出
- ⑦ 所轄警察署が運営主体に道路使用許可